

彩の国  埼玉県



令和2年度

事務概要

埼玉県監査事務局

目 次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌	1
1 監査等の種類と監査結果の区分	2
(1) 監査等の種類	2
(2) 監査結果の区分	3
2 監査等の概要	4
監査等の種類・内容・実施課所数等・監査結果等	4
3 監査の結果等	5
(1) 定期監査	5
(2) 特定事務監査(テーマ監査)	11
(3) 財政的援助団体等監査	15
(4) 決算審査	16
(5) 健全化判断比率等審査	20
(6) 住民監査請求監査	21
資料編	
令和2年度に公表又は提出した監査の結果等	22
1 定期監査	22
(1) 定期監査年度別実施課所数	22
(2) 監査の結果等	23
ア 令和2年度第1回	23
イ 令和2年度第2回	26
ウ 令和2年度第3回	28
エ 令和2年度第4回	33
2 財政的援助団体等監査	36
(1) 監査対象団体及び実施団体	36
3 住民監査請求	37
(1) 年度別処理状況(平成28年度以降分)	37
(2) 請求事案及び結果(平成28年度以降分)	37

監査委員

令和2年度

氏名	区分	備考
山本光紀	代表監査委員 常識見選出	税理士 H29. 7. 11～R3. 7. 10
小山 彰	監査委員 非常識見選出	公認会計士 R2. 3. 27～R6. 3. 26
神尾高善	監査委員 非常識見選出	R2. 3. 28～R3. 3. 26
白土幸仁	監査委員 非常識見選出	R2. 3. 28～R3. 3. 26

監査事務局の組織及び事務分掌

令和2年度



1 監査等の種類と監査結果の区分

(1) 監査等の種類

監査委員が実施する監査等の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
1 定期監査	法第199条第1項、第2項、 第4項	毎年度1回以上
2 行政監査	法第199条第2項	必要と認めるとき
3 随時監査	法第199条第5項	
4 財政的援助団体等監査	法第199条第7項	
5 請求・要求に基づく監査		
直接請求に基づく監査	法第75条第3項	
議会からの請求に基づく監査	法第98条第2項	
知事からの要求に基づく監査	法第199条第6項	
住民からの請求による監査	法第242条第4項、第5項	
職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の2第3項	
6 決算審査	法第233条第2項 企業法第30条第2項	毎年度1回
7 健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項 同法第22条第1項	毎年度1回
8 基金運用状況審査	法第241条第5項	毎年度1回
9 現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月
10 指定金融機関等の監査	法第235条の2第2項 企業法第27条の2第1項	必要と認めるとき

法 …… 地方自治法

企業法 …… 地方公営企業法

健全化法 …… 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(2) 監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区 分	適 用 基 準
指 摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注 意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの 1 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの 2 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意 見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの 1 具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの 2 現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

指摘・注意は、地方自治法第199条第9項に基づく監査の結果に関する報告

意見は、同条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

上記のほか、同条第11項に基づき、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認められる事項について、理由を付して必要な措置を講ずべきことを勧告する場合がある。

2 監査等の概要（令和2年度実施分）

令和2年度に実施した監査等は、次のとおりです。

監査等の種類	内 容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	<p>事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の視点に加え、予算や法令に従って適正になされているかという合規性、正確性の視点から監査を実施しました。</p> <p>令和2年度は、「出資団体との委託契約手続、その他委託契約における提出書類及び検査手続等、国の法令及び条例の改正に伴う支出事務の対応状況の確認」、「財務事務処理における内部統制の課題の把握」を重点監査項目としました。</p>	581課所	指摘 9件 注意 11件
特定事務監査 （テーマ監査）	<p>組織横断的な課題について、効率的・効果的な行財政運営及び施策を実現するため、特定事務にテーマを定めた監査を実施しました。</p> <p>・地域社会を支える人材育成について</p>	委員監査 7課所	意見 24件
財政的援助団体 等監査	<p>資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の指定管理者に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。</p> <p>なお、補助金等交付団体の監査については、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の状況を踏まえ、令和2年度は実施しないこととしました。</p>	19団体 29箇所	指摘 なし 注意 なし
住民監査請求監査	<p>執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査を行う。</p>	0件	
決算審査 （令和元年度決算）	<p>一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。</p>	一般会計 14特別会計 5公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率 等審査 （令和元年度決算）	<p>健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。</p>	一般会計等 5公営企業会計	同上
基金運用状況 審査 （令和元年度決算）	<p>基金が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか審査しました。</p>	2基金	同上
現金出納検査	<p>県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。</p>	一般会計 14特別会計 5公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

3 監査の結果等（令和2年度公表・提出分）

（1）定期監査

ア 公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、おおむね年4回関係機関に提出するとともに公表しています。
令和2年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区 分 (提出日・公表日)	対象機関	監査実施期間	監査結果
令和2年度 第1回公表 (提出日 2年 9月25日) (公表日 2年10月 9日)	192機関 (本庁各課)	2年 4月14日 ～ 8月 6日	指摘 3 注意 2 意見 なし
令和2年度 第2回公表 (提出日 2年12月 1日) (公表日 2年12月11日)	32機関 (地域機関)	2年 8月19日 ～ 10月18日	指摘 なし 注意 2 意見 なし
令和2年度 第3回公表 (提出日 3年 2月22日) (公表日 3年 3月 5日)	224機関 (地域機関)	2年10月19日 ～ 12月28日	指摘 5 注意 5 意見 なし
令和2年度 第4回公表 (提出日 3年 6月15日) (公表日 3年 6月25日)	133機関 (地域機関)	3年 1月12日 ～ 2月 2日	指摘 1 注意 2 意見 なし

イ 分野別・性質別結果一覧

令和2年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区 分	指 摘	注 意	計	
分 野 別	収入		1	1
	支出	1		1
	調達手続	2	7	9
	契約内容	4	3	7
	財産			
	業務運営	2		2
	その他			
	計	9	11	20
性 質 別	管理の不備	5	1	6
	運用の不備	3	7	10
	不注意	1	3	4
	不経済			
	非効率			
	計	9	11	20

ウ 事例

(ア) 指摘

調達手続・管理の不備（令和2年10月9日公表）
・システムの運用保守業務委託契約について、契約書を作成せず、業務を行わせていた。（企画財政部 改革推進課）
契約内容・運用の不備（令和2年10月9日公表）
・木育推進業務委託契約について、業務内容に変更があったにもかかわらず、変更契約書を作成しなかった。また完了報告書の内容を十分に精査することなく、完了検査で業務完了を認めた。（農林部 森づくり課）
業務運営・管理の不備（令和2年10月9日公表）
・退職手当の一部未払に伴う遅延損害金について、執行体制が不適切であったため対象者の意思確認を誤り、一部の方への支払に遅延が発生した。（教育局 教職員課）
契約内容・運用の不備（令和3年3月5日公表）
・平成30年度に締結した工事請負契約について、令和元年度の変更契約の際、消費税率の経過措置の対象（8%適用）についても、10%の消費税率を適用したため、過払いが生じた。（県土整備部 秩父県土整備事務所）
支出・管理の不備（令和3年3月5日公表）
・令和元年度に締結した雑草刈払業務委託について、十分な進行管理を行っていなかったため、不経済な消費税支出が生じた。（県土整備部 杉戸県土整備事務所）
契約内容・運用の不備（令和3年3月5日公表）
・平成30年度に締結した用地測量業務委託について、令和元年度の変更契約の際、消費税率の経過措置の対象（8%適用）についても、10%の消費税率を適用したため、過払いが生じた。（県土整備部 総合治水事務所）
契約内容・管理の不備（令和3年3月5日公表）
・令和元年度に実施した河川維持修繕（道路陥没）工事について、業務が完了しているにもかかわらず、完了後の日付で契約関係書類を作成又は徴取していた。（県土整備部 総合治水事務所）
調達手続・不注意（令和3年3月5日公表）
・令和元年度に締結した業務委託について、入札公告で一般競争入札（事後審査型）で落札者を決定するとしながら、同じ入札公告で入札書提出前に必要書類を提出の上、入札参加資格確認を求めている。（病院局 がんセンター）
業務運営・管理の不備（令和3年6月25日公表）
・事務職員による横領事件が発生した平成30年度及び令和元年度の学校徴収金等について、県教育委員会が定めた諸規定等に反した事務処理を行うなど不適切な事務の執行管理体制となっていた。（教育委員会 吉川美南高等学校）

(イ) 注意

契約内容・運用の不備（令和2年10月9日公表）

・個人情報を取扱う業務のある「傷病野生鳥獣保護治療業務委託契約」について、「個人情報の取扱いに関する誓約書の写し」を提出させていなかった。
(環境部 みどり自然課)

調達手続・不注意（令和2年10月9日公表）

・通信施設及びヘリコプターテレビシステムに係る賃貸借契約について、支出負担行為の決裁区分を財務局長とすべきところ、課長が決裁していた。(警察本部 会計課)

契約内容・運用の不備（令和2年12月11日公表）

・平成31年度に長期継続契約を締結した「庁舎清掃業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかった。
(企業局 地域整備事務所)

調達手続・不注意（令和2年12月11日公表）

・令和2年度に締結した「輸液ポンプの賃貸借契約」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していた。
(病院局 循環器・呼吸器病センター)

契約内容・運用の不備（令和3年3月5日公表）

・令和元年度及び令和2年度に長期継続契約として締結した業務委託3件について、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を契約書に定めていなかった。(保健医療部 衛生研究所)

調達手続・運用の不備（令和3年3月5日公表）

・平成30年度に締結した概略設計の業務委託について、執行伺を作成していなかった。
(県土整備部 北本県土整備事務所)

調達手続・運用の不備（令和3年3月5日公表）

・令和元年度に執行したCADソフトウェアの購入について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴していなかった。
(県土整備部 川越県土整備事務所)

調達手続・運用の不備（令和3年3月5日公表）

・平成31年度に締結した医療機器保守点検業務委託について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していた。(病院局 小児医療センター)

収入・管理の不備（令和3年3月5日公表）

・令和元年度の負担金の戻入事務について、速やかに戻入決定等の事務を行わず、また現金受領後、収納した日から起算して5日以内に金融機関に払い込まず、10日後に払い込んだ。（教育委員会 春日部高校）

調達手続・運用の不備（令和3年6月25日公表）

・令和2年度に締結した発達支援サポーター等育成研修事業委託について、執行伺書を作成していなかった。また見積書を徴取する前に契約締結手続きを進めていた。（福祉部 発達障害総合支援センター）

調達手続・不注意（令和3年6月25日公表）

・令和元年度及び令和2年度に締結した学生定期健康診断委託に係る単価契約について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかった。（農林部 農業大学校）

エ 監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果			改善措置状況		備考
	指摘	注意	計	措置済	未措置	
2年度	9	11	20	7	13（指摘6、注意7）	未措置のうち10件は令和3年6月に措置済
元年度	5	18	23	23	—	
30年度	4	12	16	16	—	

オ 主な事例

(ア) 指摘

対象機関	監査の結果（監査結果の公表日・県報の号数）	講じた措置（措置の公表日・県報の号数）
企画財政部 改革推進課	令和2年度に締結した「オープンデータカタログシステムに係る運用保守業務委託」について、契約書を作成せず、委託先業者に委託業務を行わせていたことは不適切であった。 （令和2年10月9日・第148号）	所属内の全職員に監査結果及び経緯等を周知した上で、契約事務に関する正確な知識を習得するため、担当者に対し財務自主研修に取り組みせ、担当者全員の研修実施を確認することにより、契約事務の適正な執行の徹底を図った。 さらに、契約事務の遅延を防ぐため、契約の進捗状況を把握するための一覧表を作成した。また、毎月の財務自己点検と併せて、担当者及び進行管理責任者（担当主幹）が一覧表を必ず確認し、契約事務の適切な進行管理を図ることとした。 特に処理手続が多く発生する年度当初については、一覧表の随時の確認を徹底し、再発防止に努める。 （令和2年12月11日・第166号）
農林部 森づくり課	令和元年度の「木と人つなごう木育推進業務委託」について、業務内容に変更があったにもかかわらず変更契約書を作成しなかった。 また、完了報告書の内容を十分に精査することなく完了検査で業務の完了を認めたことは、著しく不適切であった。 （令和2年10月9日・第148号）	監査結果に至った原因及び経緯などを課内全職員に周知し共有するとともに、委託契約事務等について同様の誤りがないよう、次の再発防止策を実施することとした。 1 適正な契約事務と財務知識の向上を図るため、今年度末までに課内全職員を対象に財務研修を行う。併せて、契約事務等の財務事務の処理に疑義が生じた場合には、随時、出納総務課に相談する。 2 変更契約の必要性の判断に当たっては、毎月の自己検査票に変更契約に係る確認項目を追加して検査確認を徹底する。 併せて、監督員用の「変更契約・完了検査前チェックリスト」を作成してチェック票に基づき変更契約を行う。また、完了報告書が提出された際に、契約内容

		<p>と合致しているかを上記チェック票を利用して確認する。</p> <p>3 完了検査の際には、契約書及び仕様書と完了報告書に添付された提出書類について整合しているかを検査員用の「完了検査チェックリスト」を作成し確認する。</p> <p>4 検査員は担当ライン以外の者を選定し、複数チェック体制を執る。 (令和2年12月11日・第166号)</p>
<p>教育委員会 教職員課</p>	<p>令和元年度に判明した臨時的任用教員の退職手当の一部未払は、平成27年度からの5年間で9,723人分約27億円に達した。</p> <p>その後、未払を是正するための支出事務において、遅延損害金の辞退を書面で提出後、電話で撤回を申し出た23人のうち5人分について支払額の確認作業を誤り、遅延損害金248,820円の支払が約2か月遅延したことは、事務の管理執行体制が不適切であった。 (令和2年10月9日・第148号)</p>	<p>再発防止に向けて次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課内会議で本事案の周知をするとともに適正な給与制度の運用及び支給事務がなされるよう徹底を図った。 ・ 外部からの問合せ及び対応状況を、管理職を含めて課内で情報共有し、対応に誤りや漏れがないかを確認することとした。 ・ 特に、金銭の支払を伴うような重要な案件については、支払相手から書面による意思表示を求め、管理職を含めて課内で情報共有・確認の徹底を図ることとした。 ・ 起案時において根拠法令や制度の改正状況等を確認するよう、起案理由の中にチェックリスト欄を設け、必ず確認を行うこととした。 ・ また、毎年度当初、管理職を含めた担当職員全員で制度の確認を行い、日頃から「気づき」ができるような環境づくりをする。 ・ なお、制度改正時には、改正内容について管理職や他担当の役付職員を含めて担当職員全員で確認を行い、関係部局との情報共有を徹底する。併せて、改正内容に不明な点がある場合などには、必要に応じ、国や過去の担当者にも問合せを行うこととする。 (令和2年12月11日・第166号)

(2) 特定事務監査（テーマ監査）

ア テーマ「地域社会を支える人材育成について」

(ア) 監査の趣旨及び着眼点

生産年齢人口の減少等による「働き手不足」への対応は喫緊の課題であることに加え、新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化と雇用の流動化が加速しており、地域の持続的な成長を図るための人材育成の重要性が増しています。

本県では、従来から、

- ・ 県内医療従事者のスキルアップを図る施設・設備の整備・運営
- ・ 就職に必要な知識・技能を習得する職業訓練の実施
- ・ 農業経営者としての資質・能力の育成

など、ソフト・ハード一体となった人材育成・確保に取り組んでいます。

また、専門課程を持つ高等学校では、実践的な職業教育による専門的な知識、技術の習得に努め、将来の産業界を担う職業人材の育成に当たっています。

そこで、このような取組について、主に次の観点から状況を調査し、課題を整理するとともに、関係する対象7機関に対して、今後の事業展開に関する提言を行うこととしました。

- ① 各人材育成・確保策の現状
- ② 人材育成・確保を目的とする各施設の有用性、学生・利用者の満足度
- ③ 目標や計画から見た到達度、将来性
- ④ 社会経済、県民ニーズから見た有効性

(イ) 対象機関（本庁4機関及び地域機関3機関）

所管部局	監 査 対 象 機 関
保健医療部	医療人材課
産業労働部	産業人材育成課、春日部高等技術専門校
農林部	農業支援課、農業大学校
教育委員会	高校教育指導課、熊谷工業高等学校

(ウ) 実施期間

令和2年12月22日～令和3年1月29日

(エ) 監査の結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認しました。

(オ) 監査結果の報告に添える意見（24件）

番号	部局	機関	意見内容
1	保健医療部	医療人材課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大のさなかにあつて、医師、看護師を始めとする医療人材の

			<p>重要性がこれまで以上に高まっている。</p> <p>地域医療教育センターの運営に当たっては、具体的な医師確保目標を定め、適切な機器整備の上、利用者である医療従事者の意見やニーズを十分に生かしながら運営していただきたい。</p>
2	保健医療部	医療人材課	<p>令和5年度までの目標を掲げる医師確保計画の遂行に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を踏まえつつ、県が投じる多額の予算に見合った効果が得られるよう、確実に進捗させることにより、県民が期待する医療人材不足の解消に努めていただきたい。</p>
3	産業労働部	産業人材育成課	<p>高等技術専門校等の魅力を高める方法の一つとして、時代に合った企業ニーズの把握が非常に重要であることから、各訓練科の定員の見直しも含め、様々な訓練科の将来的な在り方を考える的確な材料としていただきたい。</p>
4	産業労働部	産業人材育成課	<p>企業ニーズを有効に把握するに際し、今後とも十分に企業訪問や調査を行い、高等技術専門校の魅力を高めていくことで、県内中小企業を中心とするモノづくり人材、産業人材の育成に、引き続き貢献していただきたい。</p>
5	産業労働部	春日部高等技術専門校	<p>金属加工科の訓練生募集に当たっては、金属加工科の特徴や長所について多くの若者に興味を持ってもらえるような説明を今後も続けていただきたい。</p>
6	産業労働部	春日部高等技術専門校	<p>企業訪問等を通じて企業ニーズの把握に努め、就職先の確保、訓練の充実につなげるよう努めていただきたい。</p>
7	産業労働部	春日部高等技術専門校	<p>就職指導については、訓練生一人一人に十分に向き合って地域社会に貢献できる人材の育成に努めていただきたい。</p>
8	産業労働部	春日部高等技術専門校	<p>新型コロナウイルスの影響下にあっても、訓練生に必要な技能及び資格が取得できるよう、十分な訓練時間の確保に配慮していただきたい。</p>
9	農林部	農業支援課	<p>農業大学校では、キャリア教育や先端的技術を活用し、農業経営の支援を踏まえたカリキュラムを充実させるなど、今後のニーズにマッチした魅力を高めていくことで、より多くの応募者確保と就農率の向上に取り組んでいただきたい。</p>
10	農林部	農業支援課	<p>新規就農を志す者にとって、できる限り希望にかなう就農実現や相談ができるよう、さらに就農者が定着できるよう明日の農業担い手育成塾の設置市町村の拡充や、市町村などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った就農相談の対応など、引き続き努めていただきたい。</p>

11	農林部	農業大学校	<p>農業大学校に対する県民の認識が広がるように取り組んでいただきたい。</p> <p>そのためには、募集活動を行う中で実践力を習得する体験学習あるいはキャリア教育をはじめとする様々なプログラム等、農業大学校の特徴や魅力を効果的に知ってもらうPRが必要である。</p> <p>多くの高校生や幅広い年代の就農希望者に興味を持ってもらえるような工夫と機会をより多く作っていただきたい。</p>
12	農林部	農業大学校	<p>農業人材の育成において、農作業の経験も大切だが、農業従事者として定着させるためには、利益を生むための経営学や原価意識を身につけさせることが重要である。</p> <p>そのためには、例えば「健康志向野菜」のような特色があり、売れそうな作物の栽培技術の教育の実施や、成功している卒業生を活用した先進農家体験学習などを積極的に展開していただきたい。</p>
13	農林部	農業大学校	<p>就農支援については、生徒一人一人と十分に向き合い、丁寧なアドバイスや支援を通じて、地域社会に貢献する人材育成に努めていただきたい。</p>
14	農林部	農業大学校	<p>次世代の人材に農業を魅力ある産業と感じてもらうため、社会ニーズの把握や新技術の導入等を的確に行えるよう県内教育機関、農業者、地域との連携・交流に努めていただきたい。</p>
15	農林部	農業大学校	<p>将来像として、農業経営に必要な知識と技術を兼ね備えた実践力のある人材育成を継続することにより、農業経営者の養成機関として中心的な役割を果たしていただきたい。</p>
16	農林部	農業大学校	<p>今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら、一人でも多くの卒業生を本県農業の担い手として育成に努めていただきたい。</p>
17	教育委員会	高校教育指導課	<p>普通高校に進学しがちなモノづくりに関心のある優秀な生徒を確保するために、中学校への出前授業や進路指導担当教員の専門高校への理解を深める取組などリクルート活動を精力的に行っていただきたい。</p>
18	教育委員会	高校教育指導課	<p>基礎学力不足への対策については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、学校現場では困難を強いられているかもしれないが、オンラインによるリモート学習などICTを適切に活用し、基礎学力の底上げを図られるよう努めていただきたい。</p>
19	教育委員会	高校教育指導課	<p>進路指導については、企業や社会、時代が求める人物像、自身の適性や将来の目標を深く理解するよう、ためになるキャリア教育をさらに充実さ</p>

			せて、職業人材の育成を図っていただきたい。
20	教育委員会	高校教育指導課	今年度から、企業や研究機関と連携した「未来の職業人材育成事業」を開始したところであるが、社会や生徒のニーズを反映し、アップデートされた魅力あるカリキュラムを提供するために、大学や研究機関、民間企業などとの相互交流を一層強化していただきたい。
21	教育委員会	熊谷工業高等学校	生徒募集については、中学校に募集活動を行う中で、学科の特色などを強調して、多くの中学生に興味を持ってもらうような工夫をしていただきたい。 また、普通科への進学をアドバイスしがちな中学校の教員に、熊谷工業高校の魅力を伝えることに力を入れていただきたい。
22	教育委員会	熊谷工業高等学校	社会を構築していく中で、職人というのは大事な存在である。そのようなことを念頭に置いて人材育成に取り組んでいただきたい。 進路指導については、生徒一人一人と十分に向き合い、インターンシップを含むキャリア教育を実施していく中で、自分の将来や職業に対する理解を十分に深め、地域社会に貢献する人材育成に努めていただきたい。
23	教育委員会	熊谷工業高等学校	「脱炭素化」、「IoT化」など工業のあるべき姿やニーズが変化する中で、熊谷工業高校のポテンシャルを高め、社会で活躍できる総合力の高い生徒を輩出するため、建築・土木・電気・機械・情報技術の5学科について、学科の枠を超えたワゴンチームの取組を検討していただきたい。
24	教育委員会	熊谷工業高等学校	今後も新型コロナウイルス感染症対策にできる限り最善を尽くしつつ、生徒にとって進学、就職のために、確かな学力、規律ある態度を身につけられるよう、取り組んでいただきたい。 また、将来像については、専門知識に優れ、即戦力となるスペシャリストをさらに多く育成することにより、地域の信頼と期待に応えられる魅力ある工業高校として、多くの役割を果たしていくよう努めていただきたい。

(3) 財政的援助団体等監査

出資団体10団体、指定管理者9団体19施設、計29箇所を監査しました。

ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

イ 監査結果に対する措置状況

監査実施	監査結果			令和元年度末 未措置	令和2年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
令和2年度	0	0	0	—	—	—	
令和元年度	0	1	1	1	1	0	
平成30年度	0	2	2	—	—	—	

(4) 決算審査

令和元年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア 令和元年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

(ア) 審査の期間

令和2年8月7日～令和2年9月16日

(イ) 審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

(ウ) 留意又は改善を要する事項

本県の財政の状況

令和元年度一般会計の決算額は、歳入1兆8,415億円、歳出1兆8,315億円で、歳入・歳出ともに前年度に比べ増加し、過去3番目に大きい規模である。

県税収入の確保

県税収入は7,681億円で、納税率は98.4%と9年連続で上昇した。また、県税の収入未済額は111億円で前年度比11億円減少している。

新型コロナウイルス感染症の影響で、税収確保の重要性はより一層高まっている。個々の納税者の状況に十分配慮しつつ、税収確保対策の新たな中期目標のもと、県税収入の確保に努めていただきたい。特に、県税収入全体の36%、収入未済額の84.1%を占める個人県民税（均等割・所得割）については、引き続き、収入未済額の多い大規模市を中心に効果的な支援を実施していただきたい。また、令和元年10月の「地方税共通納税システム」導入を契機に、市町村等と協力して特別徴収割合の向上のための取組を強化していただきたい。

持続可能な財政運営のために

県債発行額は、2,287億円で、前年度に比べ2億円増加したが、県債残高は3兆8,163億円で、前年度に比べ53億円減少した。県民一人当たりの県債残高は約51万6千円である。今後も持続可能な財政運営に向けて、県民にとって真に必要な投資を行う一方、将来世代に過大な負担を残すことがないように、県債の発行と残高の適正な管理に努めていただきたい。

財源調整のための基金の年度末残高は、平成22年度から27年度まで900億円台を維持していたが、令和元年度末は600億円まで減少している。財政運営が一層厳しさを増すと想定される中、予算編成上重要な役割を持つ基金残高の確保に努めていただきたい。

危機管理体制の充実・強化と災害に強い県土づくりについて

豚熱（CSF）や令和元年東日本台風の対応については、多くの課題が明らかとなっている。地域防災計画をはじめ各種のマニュアルなどの見直しを進めるとともに、日頃から、

国、市町村、県民、事業者などと連携して、様々な危機を想定した実践的な訓練を積み重ね、重大な事案への対応力を強化するなど、危機管理体制の充実・強化に努めていただきたい。また、県民一人ひとりの防災意識の高揚や頻発化・激甚化する豪雨災害に対応できる総合的な治水対策に取り組んでいただきたい。

「新しい生活様式」を踏まえた行財政改革の推進について

新型コロナウイルス感染症への対応として、「新しい生活様式」への取組が求められている。ペーパーレス化や電子申請の推進など、県庁のICT化を進めるとともに働き方改革に積極的に取り組んでいただきたい。また、最小の経費で最大の効果を上げることが求められる状況で、“日本一暮らしやすい埼玉”を実現するため、多様な主体との連携・県民参画の推進や行財政基盤の強化に努めていただきたい。

実効性のある内部統制の実現について

内部統制については、職員の十分な理解、意識、実践が必要であるため、マニュアルやリスク事例集がより分かりやすいものとなるよう不断の見直しをお願いしたい。また、今後の運用、検討に当たっては、内部統制推進部局や評価部局だけでなく、内部統制に関連の深い規定を所管する部局とも十分連携して行い、実効性のある内部統制の実現を目指していただきたい。

イ 令和元年度公営企業会計決算（5会計）

（ア）審査の期間

令和2年8月7日～令和2年9月16日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【水道用水供給事業会計】

企業局は令和2年度当初予算で多発する河川の水質異常や水質の急激な変化等に対応し、水質基準に適合した安全な水を安定供給するため、既に導入済の新三郷浄水場を除く4浄水場（大久保、吉見、庄和、行田）に高度浄水処理施設を整備する方針を打ち出した。

国の水道水質基準は、強化される傾向にあり、順守すべき項目数については、平成5年26項目であったものが、現在は51項目と、ほぼ2倍に増加している状況である。今後、県営水道には、より高い水準の浄水処理によるかび臭やトリハロメタンの除去、水質異常への対応などが求められる。

水道用水供給事業は令和2年3月31日現在、5か所の浄水場から茨城県五霞町を含む58市町（55団体）に対し、水道用水を卸供給している。市町村は供給された県水に自己水

(地下水)を加え県民に水道水を供給している。

平成30年度の県水占有率の実績では大久保系82.7%、庄和系は87.1%、行田系は61.0%、吉見系は75.0%であり、県全体では77.1%に留まっている。市町村別となると県水占有率が10%台の市町村があり、高度浄水処理による安全・安心な水道水の供給量の増加は受水団体の要望もあることから県水占有率の上昇に資するものである。

一方、4か所の高度浄水処理施設の総事業費は約800億円と試算されており、完成の際には多額の減価償却費と維持管理費が重くのしかかる。さらに、企業局は安定水利権獲得のためにこれまでハツ場ダム建設事業分で約892億円、水源地域対策事業分で約137億円を負担しており、建設事業分はダム使用権として55年で本年度から、水源地域対策事業分は水利権として20年で来年度から減価償却していく。両者の経費が重なることで純利益が大きく押し下げられ、水道料金の引き上げが必要となる可能性も見込まれる。

企業局が作成した埼玉県営水道長期ビジョンなどの資料では、水需要の長期見通しは減少していくものと予測しており、より一層の経営の効率化が求められる。高度浄水処理の拡大に当たっては、投資コストの一層の削減を図るとともに、高度浄水処理された水道水のPRの充実や県水占有率を上げていくなどの経営努力を行い、安易に水道料金を引き上げることなく、費用対効果の高い投資に取り組んでいく必要がある。

【病院事業会計】

埼玉県立病院経営改善アクションプラン(平成30~32年度)に掲げられた主な業績評価指標について、県立4病院の令和元年度の実績値を見ると、病床利用率が同年度の目標に達したのは平成30年度に引き続いて精神医療センターのみであった。ただし、目標には達しなかったものの、循環器・呼吸器病センター、がんセンター及び小児医療センターにおいて30年度の実績値を上回った。

医業収支比率は全体で76.8%と30年度比で2.1ポイント改善したが、精神医療センターのみアクションプランの目標に達しなかった。

経常収支比率についても全体で98.2%と30年度比で1.0ポイント改善したが、小児医療センターと精神医療センターはアクションプランの目標に達しなかった。

当年度純損益額は4病院全体では約15億27百万円のマイナス(マイナスは平成25年度から7年連続)であるが、30年度に比べ約2億99百万円改善した。年度末の資金(現金預金)残高は141億円と30年度比で約30億69百万円増加している。

4病院の医業収益は、入院収益としては手術件数の増加による入院単価の増などにより、また、外来収益としてはがんセンターの通院治療センターの患者数の増などにより、過去最高となった30年度を上回る427億円となったが、3病院の病床利用率が目標を達成できていないなど課題も残されている。

加えて、現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う医業収益の悪化が懸念され、その収束の見通しが立たない中、病院経営は予断を許さない状況である。

こうした厳しい状況下ではあるが、令和3年4月の地方独立行政法人化に当たっては引き続き財務基盤の強化を図る必要があり、そのためには病床利用率をはじめアクションプランの個々の目標達成などにより収支が均衡した安定的な経営を実現できるよう、更なる経営改善に取り組む必要がある。

また、地方独立行政法人化に向けて、自立性を高めるための職員の意識改革や高度医療を支える医師・看護師等の定着、確保にも留意されたい。

【流域下水道事業会計】

本県の流域下水道事業は事業着手から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化対策や耐震化などの災害対策に加えて、温暖化対策や下水道資源の有効活用などの新たな課題も生じている。また、今後は県人口が減少に転じて、長期的には処理水量の減少が見込まれる経営環境にある。

このような状況下で下水道局は今後10年間の流域下水道事業を見据えた健全な経営を行っていくため、事業運営の根幹となる「経営戦略」を平成30年1月に定めた。この経営戦略においては、「24時間365日、絶え間なく流域下水道サービスを提供すること」を目標として、「下水処理システムの保全や災害対策の強化など下水道本来の機能を将来に向けて『持続』していくとともに、下水道資源の有効活用など事業環境の変化に適応する『進化』を遂げる」ことを指針として掲げている。

さらに、この経営戦略を具現化するため、「経営マネジメント目標」及び「ストックマネジメント計画」を平成31年1月に策定した。

経営マネジメント目標では、今後10年程度の事業の実践目標や主な取組を定め、建設改良事業について5年程度の投資目標を設定した。ストックマネジメント計画では、経営マネジメント目標に掲げる主な取組を具現化するため、今後5～10年以内に優先的に実施すべき3つの課題（重要施設の災害対策、下水道資源の有効活用、処理機能の補完）を主要プロジェクトとして選定するとともに、優先度に応じた老朽化対策を定めた。

流域下水道は県民生活に欠くことのできない重要な社会インフラである。大規模災害などにより流域下水道サービスが停止されることがあれば県民生活に甚大な影響を及ぼす。

従来の想定を超える集中豪雨に備える浸水対策や緊急輸送道路下の管路等の重要施設の耐震化などは喫緊の課題である。

下水道局においては、ストックマネジメント計画等に基づき、重要施設の災害対策や優先度に応じた老朽化対策を着実に推進する必要がある。

また、経営マネジメントを徹底し、PDCAサイクルに則り定期的に計画を見直し、引き続き、24時間365日絶え間のない流域下水道サービスを県民に提供できるよう努めていく必要がある。

(5) 健全化判断比率等審査

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア 健全化判断比率

(ア) 審査の期間

令和2年8月7日～令和2年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準
実質赤字比率	黒字	黒字	3.75%未満
連結実質赤字比率	黒字	黒字	8.75%未満
実質公債費比率	11.1%	11.4%	25%未満
将来負担比率	185.5%	187.9%	400%未満

- ・実質公債費比率の全国平均は、10.5%（埼玉県は比率が低い順で全国23位）
- ・将来負担比率の全国平均は、172.9%（埼玉県は比率が低い順で全国21位）

(ウ) 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると低下している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

県民の県財政への理解を一層高めるため、健全化判断比率を分かり易くPRすることについて検討されたい。

【参考】

健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものの

イ 資金不足比率

(ア) 審査の期間

令和2年8月7日～令和2年9月16日

(イ) 審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

審査対象の会計	令和元年度	平成30年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

(ウ) 審査意見

いずれの会計についても資金剰余となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

(6) 住民監査請求監査

令和2年度に監査結果を公表した住民監査請求は、ありませんでした。

資 料 編

令和 2 年度に公表又は提出した監査の結果等

1 定期監査

(1) 定期監査年度別実施課所数

年 度	監 査 課 所 (機 関)			実地監査 実施率(%)
	総 数	左 の 内 訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成 2 8 年度	5 8 0	2 8 5	2 9 5	4 9
平成 2 9 年度	5 8 1	2 9 4	2 8 7	5 1
平成 3 0 年度	5 8 1	2 8 9	2 9 2	5 0
令 和 元 年 度	5 8 1	2 7 9	3 0 2	4 8
令 和 2 年 度	5 8 1	2 7 8	3 0 3	4 8

平成 2 9 年度は病院局経営管理課に 2 回監査を実施しているが、機関数は 1 機関と数えている。

(2) 監査の結果等

ア 令和2年度第1回

提出(令和2年 9月25日)

公表(令和2年10月 9日)

(ア) 監査の対象機関 192機関

所管部局	監査対象機関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局

教育委員会	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

(イ) 監査実施日

令和2年4月14日～令和2年8月6日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 3件 (3機関)

番号	部局	機関	概要
1	企画財政部	改革推進課	令和2年度に締結した「オープンデータカタログシステムに係る運用保守業務委託」について、契約書を作成せず、委託先業者に委託業務を行わせていたことは不適切であった。
2	農林部	森づくり課	令和元年度の「木と人つなごう木育推進業務委託」について、業務内容に変更があったにもかかわらず変更契約書を作成しなかった。 また、完了報告書の内容を十分に精査することなく完了検査で業務の完了を認めたことは、著しく不適切であった。

3	教育委員会	教職員課	<p>令和元年度に判明した臨時的任用教員の退職手当の一部未払は、平成 27 年度からの 5 年間で 9,723 人分約 27 億円に達した。</p> <p>その後、未払を是正するための支出事務において、遅延損害金の辞退を書面で提出後、電話で撤回を申し出た 23 人のうち 5 人分について支払額の確認作業を誤り、遅延損害金 248,820 円の支払が約 2 か月遅延したことは、事務の管理執行体制が不適切であった。</p>
---	-------	------	---

b 注意事項 2 件 (2 機関)

番号	部局	機関	概要
1	環境部	みどり自然課	平成 31 年度に締結した「傷病野生鳥獣保護治療業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを委託者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	警察本部	会計課	令和元年度に締結した「警察通信施設中央サーバの賃貸借契約」及び「ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借契約」について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。

イ 令和2年度第2回

提出(令和2年12月1日)

公表(令和2年12月11日)

(ア) 監査の対象機関 32機関

所管部局	監査対象機関
総務部	朝霞県税事務所、川越県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター熊谷
環境部	環境整備センター
保健医療部	東松山保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校
農林部	川越農林振興センター、農業技術研究センター、病害虫防除所、花と緑の振興センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場
病院局	循環器・呼吸器病センター
教育委員会	歴史と民俗の博物館、近代美術館、朝霞西高等学校、人間向陽高等学校、坂戸西高等学校、鷲宮高等学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、三郷特別支援学校
警察本部	川口警察署、東松山警察署、小川警察署、児玉警察署

(イ) 監査実施日

令和2年8月19日～令和2年10月18日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 なし

b 注意事項 2件(2機関)

番号	部局	機関	概要
1	企業局	地域整備事務所	平成31年度に長期継続契約を締結した「庁舎清掃業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。

2	病院局	循環器・呼吸器病センター	令和2年度に締結した「輸液ポンプの賃貸借契約」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。
---	-----	--------------	---

ウ 令和2年度第3回

提出(令和3年 2月22日)

公表(令和3年 3月 5日)

(ア) 監査の対象機関 224機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、上尾県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、草加児童相談所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、草加保健所、東松山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、川越高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、春日部高等技術専門学校職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校、花と緑の振興センター、茶業研究所、水産研究所、農村整備計

	画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
病院局	循環器・呼吸器病センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育委員会	南部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮光陵高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、富士見高等学校、ふじみ野

	<p>高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、与野高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかかさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校埴保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校毛呂山特別支援学校</p>
警察本部	<p>浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署</p>

(イ) 監査実施日

令和2年10月19日～令和2年12月28日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 5件(4機関)

番号	部局	機関	概要
1	県土整備部	秩父県土整備事務所	平成30年度に締結した災害防除工事(煤川工区)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。
2	県土整備部	杉戸県土整備事務所	令和元年度に締結した雑草刈払業務委託について、十分な進行管理を行っていなかったため、不経済な消費税支出が生じたことは不適切であった。
3	県土整備部	総合治水事務所	平成30年度に締結した社会資本整備総合交付金(河川)工事(用地測量業務委託その1)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。
4	県土整備部	総合治水事務所	令和元年度に実施した河川維持修繕工事(陥没修繕工)について、業務が完了しているにもかかわらず、完了後の日付で契約関係書類を作成又は徴取していたことは著しく不適切であった。
5	病院局	がんセンター	令和元年度に締結した「埼玉県立がんセンター及び埼玉県立精神医療センター屋外整備業務委託」について、入札公告において一般競争入札(事後審査型)で落札者を決定するとしながら、同時に入札書提出前に入札参加資格申請書及び必要書類を提出の上、入札参加資格の確認を求めていることは、不適切であった。

b 注意事項 5件(5機関)

番号	部局	機関	概要
1	保健医療部	衛生研究所	令和元年度に長期継続契約として締結した業務委託契約1件、令和2年度に長期継続契約として締結した業務委託契約2件について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。
2	県土整備部	北本県土整備事務所	平成30年度に締結した「一般県道上尾環状線の道路改築事業に伴う高崎線北上尾駅構内久保踏切道除却公道橋新設に係る概略設計業務委託」について、執行伺を作成していなかったことは不適切であった。
3	県土整備部	川越県土整備事務所	令和元年度に執行した「CADソフトウェア(建設図面プログラム増設)」の購入について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴していなかったことは不適切であった。

4	病院局	小児医療センター	平成 31 年度に締結した「医療機器（単年度契約分）保守点検業務委託」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。
5	教育委員会	春日部高等学校	令和元年度に全国高等学校長協会の総会・研究協議会を当校長が欠席したことに伴う負担金 2,000 円の戻入事務について、次の点で不適切であった。 1 欠席後、速やかに同協会と調整せず、戻入決定、債権管理簿の記載、返納通知書の送付を行わなかった。 2 同協会が現金で返納した際に、適正な手続を取らず当校長が直接現金を受領した。 3 現金受領後、収納した日から起算して 5 日以内に指定金融機関等に払い込まず、10 日後に払い込んだ。

工 令和2年度第4回

提出(令和3年 6月15日)

公表(令和3年 6月25日)

(ア) 監査の対象機関 133機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所
環境部	西部環境管理事務所、東松山環境管理事務所、北部環境管理事務所
福祉部	発達障害総合支援センター、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	鴻巣保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門学校、川越高等技術専門学校
農林部	秩父農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、秩父高原牧場、農業大学校
県土整備部	朝霞県土整備事務所、越谷県土整備事務所
教育委員会	北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、熊谷図書館、嵐山史跡の博物館、上尾高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、浦和北高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和東高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、越生高等学校、川口工業高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等学校、幸手桜高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、誠和福祉高等学校、草加南高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座柳瀬高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際

	高等学校、上尾特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、浦和特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、行田特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校羽生ふじ高等学園、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、新座警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、所沢警察署、西入間警察署、飯能警察署、寄居警察署、行田警察署、幸手警察署、吉川警察署

(イ) 監査実施日

令和3年1月12日～令和3年2月2日

(ウ) 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

a 指摘事項 1件(1機関)

番号	部局	機関	概要
1	教育委員会	吉川美南高等学校	部定時制課程の保護者等から徴収した平成30年度及び令和元年度の学校徴収金等の会計処理で、事務職員による約336万円の横領事件が発生した。 学校徴収金等の事務処理において、現金出納簿の未作成のほか現金の取扱いが不適切であり、また、学校内での監査も行われていないなど、県教育委員会が定めた諸規程及び同校が自ら定めた規程に反した事務処理を行っていたことは、事務の管理執行体制という点で著しく不適切であった。

b 注意事項 2件(2機関)

番号	部局	機関	概要
1	福祉部	発達障害総合支援センター	令和2年度「発達支援サポーター等育成研修事業委託」について、委託内容の執行伺書を作成していなかった。また、見積書を徴取する前に契約締結手続きを進めたことは不適切であった。
2	農林部	農業大学校	令和元年度及び令和2年度に締結した「学生定期健康診断委託」に係る単価契約について、予定価格が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している法人(出資団体) 公の施設の管理を委託している団体(指定管理者) 及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体) に対し、次の視点で監査している。

- ・ 出資目的に沿って事業が運営されているか
- ・ 公の施設が適切に管理運営されているか
- ・ 補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

監査実施団体	令和2年度
出資団体	10
指定管理者 (施設数)	9 (19施設)
補助金等交付団体	0
監査実施団体 計	29箇所

補助金等交付団体の監査については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

ア 監査結果

(ア) 指摘・注意

なし

3 住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第242条）。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

(1) 年度別処理状況（平成28年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年 度	請求件数	結 果			取り下げ	備 考
		勸 告	棄 却	却 下		
平成28年度	1	-	(*1) 1	-	-	(*1)一部却下1
平成29年度	4	-	(*2) 2	2	-	(*2)一部却下1
平成30年度	2	-	(*3) 1	1	-	(*3)一部却下1
令和元年度	0	-	-	-	-	
令和2年度	0	-	-	-	-	

(2) 請求事案及び結果（平成28年度以降分）

受付年月日	件 名	結 果	備 考
28. 5.25	平成27年4月執行の埼玉県議会議員の選挙における選挙公営条例違反に関する件	28. 7.22 棄却 (一部却下)	
29. 8.14	平成28年度の政務活動費に関する件	29.10.10 棄却 (一部却下)	
29.10. 2	森林ボランティア育成事業補助金に関する件	29.11.16 却下	
30. 2.13	政党機関紙の購読に係る支出等に関する件	30. 3.15 却下	
30. 3.28	平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償に関する件	30. 6. 1 棄却	
30. 9.13	準学校法人Aへの私立学校運営費補助金に関する件	30.10.11 却下	
31. 2. 6	旧本庄北高等学校の土地建物売買契約に関する件	31. 3.14 棄却 (一部却下)	



令和2年度 事務概要

編集・発行 埼玉県監査事務局

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048-830-6513

FAX 048-830-4940

E-mail a6513@pref.saitama.lg.jp